

議 案 第 9 1 号

令和6年度松阪市水道事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第 1 条 令和6年度松阪市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 令和6年度松阪市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

(追 加)

事 項	期間	限度額
水道水質検査業務に係る契約	令和6年度～令和7年度	20,733千円
夜間・休日を含む配水管及び給水装置修繕等に係る契約	令和6年度～令和7年度	16,800千円
薬品購入(次亜塩素酸ナトリウム)に係る契約	令和6年度～令和7年度	5,800千円
自動車賃借に係る契約	令和6年度～令和13年度	2,743千円
自動車賃借に係る契約	令和6年度～令和12年度	4,116千円
自動車賃借に係る契約	令和6年度～令和13年度	4,194千円
自動車賃借に係る契約	令和6年度～令和13年度	2,575千円
簡易水道水質検査業務に係る契約	令和6年度～令和7年度	4,170千円
薬品購入(消石灰)に係る契約	令和6年度～令和7年度	1,600千円
薬品購入(ポリ塩化アルミニウム)に係る契約	令和6年度～令和7年度	900千円
積算システム独自材料単価適用業務に係る契約	令和6年度～令和7年度	787千円

令和 6 年 1 1 月 1 8 日提出

松阪市長 竹 上 真 人

1 債務負担行為に関する補正調書

(追 加)

事 項	限度額 (千円)	前年度末までの義務発生額 (見込)		当該年度以降の義務発生額 の支払予定額		左 の 財 源 内 訳		
		期間	金額 (千円)	期間	金額 (千円)	国 県 補助金 (千円)	企業債 (千円)	その他 (千円)
水道水質検査業務に係る契約	20,733			R6～R7	20,733			20,733
夜間・休日を含む配水管及び給水装置修繕等に係る契約	16,800			R6～R7	16,800			16,800
薬品購入（次亜塩素酸ナトリウム）に係る契約	5,800			R6～R7	5,800			5,800
自動車賃借に係る契約	2,743			R6～R13	2,743			2,743
自動車賃借に係る契約	4,116			R6～R12	4,116			4,116
自動車賃借に係る契約	4,194			R6～R13	4,194			4,194
自動車賃借に係る契約	2,575			R6～R13	2,575			2,575
簡易水道水質検査業務に係る契約	4,170			R6～R7	4,170			4,170
薬品購入（消石灰）に係る契約	1,600			R6～R7	1,600			1,600
薬品購入（ポリ塩化アルミニウム）に係る契約	900			R6～R7	900			900
積算システム独自材料単価適用業務に係る契約	787			R6～R7	787			787